

仕 様 書

1 業務名

不法投棄家電品運搬等業務

2 業務目的

本業務は、市が回収せざるを得ない不法投棄された廃家電 4 品目（家電リサイクル対象品であるエアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式）、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）について、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）に基づく処理を行うため、一時保管場所にて分別した後、家電リサイクル券（自治体用券）を貼り付けた上で指定引取場所に運搬を行うものである。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和 5 年(2023 年)3 月 31 日までとする。

4 業務実施場所

(1) 一時保管場所

	事業所名	所在地	T E L	F A X
清掃事務所	中央清掃事務所	南区南 30 条西 8 丁目 7-1	581-1153	581-2835
	北清掃事務所	北区屯田町 990-3	772-5353	772-5798
	東清掃事務所	東区丘珠町 873-1	781-6653	781-6731
	白石清掃事務所	白石区東米里 2170 番地	876-1753	876-1533
	豊平・南清掃事務所	南区真駒内 602 番地	583-8613	583-7959
	西清掃事務所	西区発寒 15 条 14 丁目 2-1	664-0053	664-0399
土木センター	中央区土木センター	中央区北 12 条西 23 丁目 2-5	614-5800	614-5843
	北区土木センター	北区太平 12 条 2 丁目 1-7	771-4211	772-3138
	東区土木センター	東区北 33 条東 18 丁目 1-6	781-3521	784-6418
	白石区土木センター	白石区本通 14 丁目南 5-32	864-8125	864-4530
	厚別区土木センター	厚別区厚別町下野幌 45-39	897-3800	897-3856
	豊平区土木センター	豊平区西岡 3 条 1 丁目 8-20	851-1681	854-4217
	清田区土木センター	清田区平岡 2 条 4 丁目 1-40	888-2800	884-6474
	南区土木センター	南区南 31 条西 8 丁目 2-5	581-3811	582-2916
	西区土木センター	西区西野 290-10	667-3201	667-3238
	手稲区土木センター	手稲区曙 5 条 5 丁目 2-1	681-4011	681-4937

※ 状況に応じて、他の場所を指示することがある。

(2) 搬入先（再商品化指定引取場所）

指定引取場所 運営業者・所在地	T E L	F A X
株鈴木商会 札幌北事業所 (札幌市東区北丘珠 5 条 4 丁目 4-60)	790-1281	790-1282
株鈴木商会 札幌西事業所 (札幌市西区発寒 15 条 13 丁目 1-35)	662-2211	664-6118

日立物流ダイレックス(株) 清田物流センター (札幌市清田区清田 2 条 3 丁目 3-20)	884-1921	884-1922
日立物流ダイレックス(株) 発寒物流センター (札幌市西区発寒 10 条 12 丁目 2-20)	666-9907	666-9908

(3) (1)から(2)までの運搬ルート

5 業務実施日時

(1) 業務実施日

原則として、月曜～金曜の間において、市が指示する日とする。受託者は、市が指示した日に業務に従事することが困難な場合には、市に協議するものとする。

なお、業務委託期間内に 15 日間程度実施することを想定しているが、回数を保証するものではない。

(2) 業務実施時間

原則として 8 時 00 分から 16 時 30 分までの間とする。

上記にかかわらず市の指示がある場合は、市の指示に従うこと。

6 業務内容

受託者は、1 台の回収運搬車両を用い、運転兼作業員 2 人以上で、廃家電 4 品目の回収・運搬業務を、原則として以下のとおり行うこと。

(1) 一時保管場所において、保管状況が分かる廃家電 4 品目全体の写真を撮影した後、廃家電 4 品目を種類ごとに分別し、必要事項を記入した家電リサイクル券（自治体用券）を貼付した上で、次の写真を撮影すること。なお、自治体用券には一般自治体用券（茶色）と被協力事業用券（紫色）の 2 種類があるので、受託者は発注者の指示に従い、区別すること。

- ・ 運搬する廃家電 4 品目全体の写真
- ・ 搬出後の一時保管場所の写真

(2) 家電リサイクルの加入製造業者等への引渡し

ア 廃家電 4 品目を指定引取場所に運搬し、引き渡すこと。

イ 廃家電 4 品目の引渡しにあたっては、廃家電 4 品目と自治体用券の記載内容を確認・照合するとともに、相手方に廃家電 4 品目と自治体用券が一致していることの検査を求めること。

ウ 搬入した家電 4 品目の再商品化料金の支払いは、発注者が行う。

(3) 分別、回収、運搬、指定引取場所への引渡しに係る一連の作業は、1 日単位で完結させること。

(4) 破損、浸食、汚損の著しい物については、発注者と協議すること。

(5) 関係法令上、運搬にあたって産業廃棄物管理票(マニフェスト)を要する場合は、必要部数のマニフェストを用意すること。

7 業務報告

(1) 受託者は、本業務を行った場合は、1 日の業務内容を「作業日報」に記載し、その都度、発注者に提出すること。作業日報には、作業時に撮影した写真を添付すること。

(2) 受託者は、本業務を行った場合は、月毎の業務の完了届（「作業月報」を添付）

を概ね翌月 7 日までに発注者に提出すること。

- (3) 緊急を要する重要な事項については、市に、直ちに第一報を電話等により行うとともに、追って報告書を提出すること。
- (4) その他必要な報告を原則として書面により行うこと。

8 使用機材・消耗品等

- (1) 受託者は運搬車両として 4t 車（平ボディー、2.9t クレーン付）又は同等以上の運搬能力の車両を用いることとし、重量のある廃家電 4 品目であっても、適切に回収・運搬業務ができるようにすること。
- (2) 業務に必要な消耗品等は、全て受託者の負担とする。

9 支払いに関する事項

回収・運搬費は、実働日数により月単位で支払う。

10 留意事項

- (1) 廃家電 4 品目の自然発火等に注意するとともに、業務中において常時、火災等を警戒すること。
- (2) 受託者は業務委託内容の業務遂行に必要な知識を有する者を従事させること。
- (3) 札幌市の業務を遂行していることを自覚し、常に清潔な服装や身なりを保つこと。
- (4) 本委託業務に関して行う市職員の指示に従うこと。
- (5) 従事者の体調管理に十分留意すること。
- (6) 飲酒運転、過積載その他道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)に違反する自動車運転を決して行わないこと。また、車両の運転をする際には特にエコドライブを心がけること。
- (7) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、道路交通法等の関係法令を遵守し、常に事故の未然防止を心がけ、安全作業に努めること。
- (8) 本委託業務の実施に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)をはじめ関係法令、条例その他規程を遵守すること。
- (9) 契約書及びこの仕様書に定めのない事項については、市及び受託者で協議するものとする。

11 担当

札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課（札幌市役所 13 階北側）

特定廃棄物係 服部

TEL : 011-211-2927 FAX : 011-218-5105